

丹波市Uターン促進冊子制作業務
公募型プロポーザル要求水準書

1. 業務の概要

1.1 業務名

丹ふ定業第7号 丹波市Uターン促進冊子制作業務

1.2 業務の目的

本業務は、丹波市出身で、現在市外に居住している概ね20から40代の若年から中堅世代に向けて、Uターンを具体的に検討するきっかけとなる情報提供を行い、帰郷を後押しすることを目的とする。

特に、帰省時に両親を介して手渡されることを想定し、「親世代にも読んでもらえる」「捨てずに保管したくなる」冊子として制作することで、この冊子を通じ、丹波市での仕事や暮らし等の情報をわかりやすく伝え、「丹波市に帰る」という選択を身近に感じさせることを目指す。

1.3 冊子のコンセプト

- (1) 故郷である丹波市で育った人が、帰ってきたくなる気持ちを喚起する温かみのある冊子とすること。
- (2) 丹波市に関する情報誌としての信頼性と手渡される温かみを両立させた冊子とすること。
- (3) 親と子の双方が読者対象（「親が渡す」「子が受け取る」）となることができる冊子とすること。

1.4 契約期間・スケジュールなど

(1) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(2) 提案上限額

2,700,000円

2. 業務内容

以下の各要件に関して、費用とのバランスを考慮した企画を提案すること。

なお、求める要件は以下のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。また、見積書にも可能な限り明細を記載すること。

2.1 制作物

○冊子

- (1) サイズ等 A4（見開きA3）、中綴じ、12ページ程度（表紙含む）
※ページ数は提案事項とする。
- (2) 印刷部数 22,000部
- (3) 印刷 全ページカラー印刷（4色刷り）
- (4) 紙質 マットコート紙 110kg以上

○電子データの作成

受注者は以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。なお、制作の元となる画像データ、図表データ、イラストデータ、文字データも含めること。

(1) PDFファイル

- a 低解像度PDFファイル（丹波市のホームページ等掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷してもパンフレットの内容が判別可能であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ

- b 高解像度PDFファイル（二次利用用）

画像解像度300dpi以上の出来るだけ高解像度のデータ

- ・見開きページ
- ・単一ページ

(2) イラストデータ

Adobe Illustratorで作成した、再編集可能なレイアウトデータとすること。

2.2 冊子の基調

- (1) 一目で「Uターン希望者向けのパンフレット」とわかるタイトル及びデザインとし、冊子全体に「実家（丹波市）の良さ」「丹波市らしさ」を感じる風景写真を随所に使用すること。（例：田園、校舎、祭りなど）
- (2) 丹波市の魅力が直感的に伝わり、本冊子のターゲット層である概ね20から40代の若年から中堅世代が共感することのできる構成・デザイン・内容とし、Uターンを前向きに検討したくなるような冊子とすること。

2.3 制作方法

表紙及び本文全般にわたる企画、取材・撮影、誌面デザインの作成について、以下の点について留意すること。

- (1) 冊子の制作にあたっては、丹波市の移住・定住相談窓口運営業務受注者との連携を念頭に置いて業務に取り組むこと。
- (2) 企画立案、取材（取材先への調整等を含む）、写真撮影、誌面デザイン、原稿作成、レイアウト、編集、校正、取材先への校正など、冊子の制作に必要な全ての作業を実施すること。
- (3) カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサル・デザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- (4) 写真、イラスト等誌面の構成に必要な写真等の資料は、受注者において入手すること。ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については、協議の上、発注者が所有している写真や資料を最小限度の範囲で提供する。
- (5) 冊子の構成・デザイン等の方向性については、適宜、発注者及び受注者において十分に協議したうえで、発注者にて決定することとする。
- (6) 発注者の指示に基づき校正し、発注者が校了と判断するまで行うこと。
- (7) 校了は、令和9年2月末を目処として業務を進めること。

2.4 現地取材及び撮影

- (1) 撮影地域は丹波市内とし、履行期間中を通じて撮影すること。
- (2) 発注者と協議の上、現地の取材及び撮影を行うこと。
- (3) 取材先は、発注者からも提案するが、原則受注者の提案とする。

2.5 資料の収集、取材・撮影、協力者に対する交渉及び謝礼

- (1) 冊子の制作に必要な資料等を収集すること。
- (2) 発注者と協議の上、受注者が取材先、協力者等に関する交渉を行うこと。

なお、必要に応じて受注者は委託料の範囲内において謝礼等を支払うことができることとする。

- (3) 受注者は、取材先、協力者等の肖像権を含む著作権等の権利に関わる調整を行うこと。

なお、必要に応じて受注者は委託料の範囲内において料金を支払うことができることとする。

2.6 制作業務全般の管理

- (1) 受注者において、複数名による原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。
- (2) 受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、校正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

- (3) 監督職員による校了の判断後、印刷作業に取り掛かること。
- (4) 冊子の配布にあたって、ターゲット層（丹波市出身で現在市外に居住している概ね 20 から 40 代の若年から中堅世代）に的確に訴求することができる手法についての提案も行うこと。

3. その他留意事項

3.1 著作権の帰属等

- (1) 本業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに丹波市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果物が第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権その他諸権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うこととする。
- (3) 受注者は、本著作物に対して、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。

3.2 機密の保持

受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないものとする。また、丹波市個人情報保護条例を遵守しなければならない。（契約期間終了後も同様とする。）

3.3 協議

本要求水準書に定める事項に疑義が生じた場合、または本要求水準書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は発注者と協議を行うこと。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

〒669 - 3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地（本庁舎 2 階）

丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課

電話 0795-88-5360（午前 9 時～午後 4 時 30 分）

電子メール teijusokushin@city.tamba.lg.jp

担当 中西